

訪問看護 重要事項説明書

あなた(またはあなたのご家族)が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1. 事業の目的および運営方針

(1) 事業目的

訪問看護を提供し、利用者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 本事業所の看護師そのほかの従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、状態の改善又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- ② 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 本事業所は、必要な時に訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

2. 事業者の概要

事業者名称	公益社団法人地域医療振興協会
所在地	東京都千代田区平河町2丁目6番3号
代表者氏名	管理者 吉新通康
連絡先	TEL 03-5210-2921

3. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	西吾妻福祉病院訪問看護ステーションえがお
介護保険指定番号	1062690043号
所在地	群馬県吾妻郡長野原町大字大津 746-4
管理者氏名	塩谷 菜穂子
連絡先	TEL0279-80-1117 FAX0279-80-1118
ホームページ	https://nawh.jp (西吾妻福祉病院 HP)
サービス提供地域	長野原町・嬬恋村・草津町・中之条町(六合地区に限る)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 【土・日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く】
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
看護師	看護師	4名	1名	5名
理学療法士	理学療法士	0名	0名	0名
作業療法士	作業療法士	1名	0名	1名
言語聴覚士	言語聴覚士	0名	0名	0名

4. サービスの利用方法

- (1) 訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施します。
- (2) 介護保険利用者にとっては、訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターの作成した居宅介

護計画書(又は介護予防サービス計画書)に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者へ提供し訪問看護を実施します。

(3)訪問看護計画書及び訪問看護計画書は保健師・看護師と理学療法士等が連携し一体的に含むものとして作成します。

5. 訪問看護の内容

- (1)病状、心身の状況の観察
- (2)清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3)食事及び排泄等日常生活の世話
- (4)褥瘡の予防・処置
- (5)リハビリテーション
- (6)ターミナルケア
- (7)認知症患者の看護
- (8)療養生活や介護方法の指導
- (9)カテーテル等の管理
- (10)その他医師の指示による医療処置

6. サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の一週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了日の一カ月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)

・介護保険給付でサービスを受け付けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※非該当(自立)と認定された場合は、条件を変更して再度契約をすることができます。

・利用者が死亡した場合

④ 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者又家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、利用者は文書で通知し即座に契約を解除することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを二カ月以遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合や、当事業所や従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知し、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

7. 利用料

① 利用者は西吾妻福祉病院訪問看護ステーションえがお料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

② 利用料は 1 か月単位とし、当該月利用料は、利用者が指定する口座から翌月 27 日に振替ます。

・医療保険利用の場合

健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収します。また、訪問看護に要した交通費は次の通りとし、利用者の自費(税別)負担となります。

直線距離半径 5 km以内 200 円、5 km~10 km以内 300 円、10 km超 400 円

・介護保険利用の場合

介護保険で居宅サービス計画書もしくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収します。但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担となります。

8. 看護師等の禁止行為

看護師等は訪問看護の提供に当たって、次の行為は行いません

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③同居家族等に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動・その他迷惑行為

9. 訪問看護の提供にあたって

- ①利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ②他の利用上影響を与える可能性のある疾患(感染症等)が明らかになった場合は、速やかに当事業所に報告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ③非常災害の発生や警報、緊急事態宣言等が発令された場合、原則、訪問は中止させていただきます。
- ④原則として担当者の選定はできません。

10. 緊急時の対応

訪問看護の提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡し、適切な処置を行います。

11. 秘密の保持

事業所および事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

12. 記録の整備

本事業所は利用者に行った訪問看護に関する諸記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管します。

また、利用者は、事業者の営業時間内にサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(※複写物にかかる費用については、利用者またはご家族にご負担頂きます。)

13. 事故発生時における対応方法・賠償責任

- ① 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、町村、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 訪問看護の提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 業務継続へ向けた対応

感染症蔓延及び非常災害の発生時において、本事業を継続的に実施するため、及び非常時の体制が早期の業務再開を図るために、業務継続計画の策定・見直し、研修・訓練の実施を行います。

15. 感染症の対応について

本事業所は、訪問看護に使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施し、常に衛生管理及び感染症発生時における事業計画に基づく対策を行います。

16. 非常災害の対応について

本事業所は、非常災害に備え、定期的に防災訓練をいします。また、訪問看護の提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、定める防災計画に基づき、利用者の避難など安全を確保するための必要かつ適切な措置を講じます。

17. 虐待防止に関する事項

本事業所は、ご利用者の事件の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。また、当該事業所職員または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町村に通報します。

18. 身体拘束等の原則禁止

本事業所は、サービスの提供にあたって、利用者、その家族等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族の同意を得た上でその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

19. ハラスメントの防止

本事業所の職員に対して、暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどの行為が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護事業所等に相談の上、サービスの中止や契約の解除をする場合があります。

20. サービスに関する苦情や相談窓口

当事業所相談窓口担当者	西吾妻福祉病院訪問看護ステーションえがお(管理者:塩谷菜穂子) TEL:0279-80-1117 受付時間:午前 8:30~午後 5:30
町村介護保険相談窓口	長野原町役場 TEL:0279-82-2244 草津町役場 TEL:0279-88-0001 嬭恋村役場 TEL:0279-96-0511 中之条町役場六合支所 TEL:0279-95-3111
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 群馬県前橋市元総社町 355-8 TEL:027-290-1323

【事業所】

住 所:群馬県吾妻郡長野原町大字大津 746-4

事業所名:西吾妻福祉病院訪問看護ステーションえがお

管理者 塩谷菜穂子(指定番号 1062690043)

説明者氏名: _____

私は、重要事項説明書の内容について説明を受け了承しました。

【利用者】

住 所: _____

氏 名: _____ ①

【署名代理人】

住 所: _____

氏 名: _____ ①

(続柄)